

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年8月24日（平成29年（行個）諮問第135号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行個）答申第19号）

事件名：本人に対する療養補償給付に係る症状調査に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成17年特定月日に負傷した以降の審査請求人の特定労働基準監督署が行った、平成28年特定月日迄の症状調査のすべての書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年5月15日付け京労発基0515第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、別表の1欄に掲げる文書番号56の②、文書番号60の②、文書番号63ないし文書番号65及び文書番号69の不開示部分のうち、個人の氏名及び印影を除いた不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

黒塗りの所の開示を求める。

(2) 意見書

ア 理由説明において、不開示情報該当性の説明があったが、個人の名前印等については、不開示を了承している。理由説明書（下記第3）の2（2）ウの法14条7号柱書きの不開示情報について、項目の「加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、・・・」と説明されておりますが、人名も印も被聴取者が特定できなければ、その方の名前等知る由もなく、これらの

説明に、開示できるものをできないよう不合理な説明がなされています。開示を請求するものです。

イ 文書番号 56 意見書 28 ② 2 頁「依頼事項にかかる意見」欄不開示部分

開示を求める。個人の名前印は、開示を求めない。意見書の内容が知りたいだけである。

ウ 文書番号 60 意見書 30 ② 2 頁「依頼事項にかかる意見」欄不開示部分

開示を求める。個人の名前印は、開示を求めない。意見書の内容が知りたいだけである。

エ 文書番号 63 適正給付管理調査書（一般疾病）① 3 頁 25 行目 29 文字目ないし 37 文字目， 26 行目 5 文字目ないし 10 文字目

開示を求める。個人の名前印は、開示を求めない。意見書の内容が知りたいだけである。

オ 文書番号 64 適正給付管理調査書（一般疾病）② 3 頁 33 行目 36 文字目ないし 34 行目 5 文字目， 34 行目 12 文字目ないし 17 文字目

開示を求める。個人の名前印は、開示を求めない。意見書の内容が知りたいだけである。

カ 文書番号 65 治ゆ後請求に係る不支給決定伺い 5 頁 26 行目不開示部分， 8 頁 19 行目不開示部分

開示を求める。個人の名前印は、開示を求めない。意見書の内容が知りたいだけである。

キ 文書番号 69 意見書 33 2 頁 労災協力医署名及び印影

開示を求める。個人の名前印は、開示を求めない。意見書の内容が知りたいだけである。

ク 総括意見書

個人及び印影を求めている。この案件の協議された内容を知りたいだけであり、真摯な情報開示を望むものである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成 17 年特定月日に負傷した審査請求人の特定労働基準監督署が行った、平成 28 年特定月日迄の症状調査の

すべての書類」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2, 3, 7ないし9, 11, 12, 17, 20, 24, 25, 28ないし30, 34, 35, 37ないし39, 41, 42, 46, 47, 51ないし56の①, 59, 60の①, 61, 62, 66及び69の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号56の②, 60の②及び63ないし65の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号56の②, 60の②及び63ないし65の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係に

ついて申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年8月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月14日 | 審議 |
| ④ 同年10月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成30年4月19日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成17年特定月日に負傷した以降の審査請求人の特定労働基準監督署が行った、平成28年特定月日迄の症状調査のすべての書類」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、意見書において、別表の1欄に掲げる文書番号56の②、文書番号60の②、文書番号63ないし文書番号65及び文書番号69の不開示部分のうち、個人の氏名及び印影を除いた部分の開示を求めると述べており、また、文書番号69については、労災協力医の署名及び印影を除き原処分が開示されていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請

求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、原処分で開示されている情報から推認できる内容であると認められ、審査請求人が知り得ることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の5欄に掲げる部分以外の部分について

当該部分は、特定労働基準監督署長の依頼に応じて提出された審査請求人の症状に関する医師の意見であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、医師が審査請求人からの批判等を恐れ、医師が把握・認識している事実関係について客観的申述を得ることが困難となり、労働基準行政機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとして、なお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号	2 対象文書名	3 不開示を維持する部分	4 不開示情報 (法14条該当号)			5 開示すべき部分
			2号	3号イ	7号柱書き	
1	療養補償給付たる療養の給付請求書	1頁事業場及び事業主印影		○		—
2	意見書①	2頁医師署名及び印影	○			—
3	意見書②	2頁医師署名及び印影	○			—
4	傷病の状態等に関する届①	—				—
5	関連資料①	—				—
6	傷病の状態等に関する報告書①	—				—
7	意見書③	2頁医師署名及び印影	○			—
8	意見書④	2頁医師署名及び印影	○			—
9	意見書⑤	2頁医師署名及び印影	○			—
10	傷病の状態等に関する報告書②	—				—
11	意見書⑥	2頁医師署名及び印影	○			—
12	意見書⑦	2頁医師署名及び印影	○			—
13	傷病の状態等に関する報告書③	—				—

14	適正給付調査復命書①	—				—
15	保険給付実地調査復命書①	なし				—
16	面接調査復命書①	—				—
17	意見書⑧	2頁医師署名及び印影	○			—
18	適正給付調査復命書②	—				—
19	面接調査復命書②	なし				—
20	意見書⑨	2頁医師署名及び印影	○			—
21	保険給付実地調査復命書②	なし				—
22	面接調査復命書③	なし				—
23	関連資料②	—				—
24	意見書⑩	2頁医師署名及び印影	○			—
25	障害補償給付支給請求書等	2頁診断担当者署名及び印影	○			—
26	障害認定調査復命書①	—				—
27	障害認定面接調査書①	—				—
28	意見書⑪	1頁労災協力医印影	○			—
29	意見書⑫	2頁医師署名及び印影	○			—
30	意見書⑬	2頁医師署名及び印影	○			—

3 1	保険給付実地調査復命書③	—				—
3 2	電話聴取書①	—				—
3 3	保険給付調査復命書④	—				—
3 4	意見書⑭	2 頁医師署名及び印影	○			—
3 5	意見書⑮	2 頁医師署名及び印影	○			—
3 6	傷病の状態等に関する報告書④	—				—
3 7	意見書⑯	2 頁医師署名及び印影	○			—
3 8	意見書⑰	2 頁医師署名及び印影	○			—
3 9	意見書⑱	2 頁医師署名及び印影	○			—
4 0	傷病の状態等に関する報告書⑤	—				—
4 1	意見書⑲	2 頁医師署名及び印影	○			—
4 2	意見書⑳	2 頁医師署名及び印影	○			—
4 3	適正給付調査復命書③	なし				—
4 4	適正給付調査復命書④	—				—
4 5	傷病の状態等に関する報告書⑥	—				—
4 6	意見書	2 頁医師署名及び印影	○			—

47	意見書	2頁医師署名及び印影	○			—
48	電話聴取書②	—				—
49	傷病の状態等に関する報告書⑦	—				—
50	適正給付調査復命書⑤	—				—
51	意見書	2頁医師署名及び印影	○			—
52	意見書	2頁医師署名及び印影	○			—
53	意見書	2頁医師署名及び印影	○			—
54	意見書	2頁医師署名及び印影	○			—
55	意見書	2頁医師署名及び印影	○			—
56	意見書	① 2頁医師署名及び印影	○			—
		② 2頁「依頼事項にかかる意見」欄不開示部分	○		○	なし
57	関連資料③	なし				—
58	傷病の状態等に関する報告書⑧	—				—
59	意見書	2頁医師署名及び印影	○			—
60	意見書	① 2頁医師署名及び印影	○			—
		② 2頁「依頼事項にかかる意見」欄不開示部	○		○	なし

		分				
6 1	意見書	2 頁医師署名及び印影	○			—
6 2	意見書	2 頁地方労災医師署名及び印影	○			—
6 3	適正給付管理調査書（一般疾病）①	3 頁 2 5 行目 2 9 文字目ないし 3 7 文字目， 2 6 行目 5 文字目ないし 1 0 文字目	○		○	3 頁 2 5 行目 2 9 文字目ないし 3 7 文字
6 4	適正給付管理調査書（一般疾病）②	3 頁 3 3 行目 3 6 文字目ないし 3 4 行目 5 文字目， 3 4 行目 1 2 文字目ないし 1 7 文字目	○		○	3 頁 3 3 行目 3 6 文字目ないし 3 4 行目 5 文字目
6 5	治ゆ後請求に係る不支給決定伺	5 頁 2 6 行目不開示部分， 8 頁 1 9 行目不開示部分	○		○	なし
6 6	休業補償給付支給請求書	1 頁ないし 3 頁診療担当者署名及び印影	○			—
6 7	聴取書	—				—
6 8	復命書（電話聴取）	—				—
6 9	意見書	2 頁労災協力医師署名及び印影	○			—